令和元年度 CSF (豚熱)被害防止対策事業実施要領

元農振第1801号令和元年10月3日農林水産省農村振興局長通知

最終改正 令和2年3月24日付け 元農振第1801号-1

第1 趣旨

平成30年9月に岐阜県において発生したCSFについては、野生イノシシへの感染が確認され、岐阜県以外の県においてもCSFの感染が拡大しているところ。これ以上の感染拡大による畜産業の被害を防ぐため、野生イノシシの移動を抑制するとともに、生息密度を低下させることが急務となっている。

このため、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)第3の1のただし書による緊急対策として、CSFに感染した野生イノシシが確認された地域及びCSFに感染した野生イノシシの拡散のおそれがある地域において、野生イノシシを介したCSFによる被害を軽減・防止するための取組及び捕獲された野生イノシシのジビエ利用に向けた取組を支援するため、令和元年度CSF(豚熱)被害防止対策事業(以下「本事業」という。)を実施するものとする。

第2 事業の目標

被害防止計画に掲げる鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減・防止に関する目標とする。

第3 事業の実施期間

本事業は、令和元年10月3日から令和2年3月31日までとする。

第4 事業実施主体

1 整備事業

事業実施主体は、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知。以下「要領」という。)別記1の第1の3に定める協議会等とし、協議会の要件及び事業実施主体の範囲については、要領別記1の第1の4及び5に定めるとおりとする。

- 2 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業 事業実施主体は、都道府県とする。
- 3 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 事業実施主体は、要領別記3の第1の3に定める協議会等とする。

第5 事業の内容等

- 1 本事業は、CSFに感染した野生イノシシが確認された地域及びCSFに感染した 野生イノシシの拡散のおそれがある地域において行う要綱別表1の事業内容欄の整備 事業、要綱別表2の鳥獣被害防止都道府県活動支援事業及び要綱別表3の鳥獣被害防 止緊急捕獲活動支援事業の取組を支援するものとする。
- 2 「整備事業」については、要領別記1の第2の1の(13)及び(14)に掲げる施設

を整備できるものとする。ただし、被害を及ぼす鳥獣の捕獲個体を食肉等に利用する上で必要な施設を除く。

- 3 「鳥獸被害防止都道府県活動支援事業」
 - (1)要領別記2の第1に掲げる事項を実施できるものとする。また、要綱別表2の事業内容欄の2の「広域捕獲活動(有害捕獲)」については、要綱第3の2の(3) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。
 - (2) 野生イノシシのCSF陽性が確認されている都道府県において、ジビエ利用を 推進するためのCSF陰性イノシシ判別の簡易な検査方法やCSFウイルスによ る汚染を防止する解体処理方法等の検証(以下「ジビエ利用検証」という。)を 実施する場合は、以下から必要な事項を選定して実施できるものとする。

ア 検査体制の整備

捕獲従事者及び処理加工施設の作業従事者等が採血作業等を実施するために必要な技能研修を実施する。また、処理加工施設でイノシシを受け入れ、検査作業等を実施するための体制を整備する。

イ 確認検査の実施

捕獲時のイノシシから採取した血液を用いた全頭PCR検査によりCSFウイルス感染の有無の確認及び同血液を用いた白血球数の確認検査等全頭PCR検査に代替しうる有効な検査方法を選定の上、実施する。また、これらの検査結果を整理し、検討会の開催やこれへの参加等により、感染の有無と白血球数の関係や検査コスト等を検証する。

ウ 交差汚染防止方法等の検証

イノシシを捕獲してから処理加工施設で処理し、ジビエを製品として出荷する までの段階における交差汚染防止の方法を検証する。

エ 防疫体制の整備

処理加工施設外からのCSFウイルスの持ち込み及び同施設からのCSFウイルスの持ち出しを防止するための消毒等防疫体制を整備する。

- 4 「鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業」については、要領別記3の第2に定めるとおりとし、第2の2の(2)のイの(イ)に定める「尾」の確認に当たっては、「尾」の提出を省略できるものとし、「尾」の提出を省略する場合は、実施要領別記3の第2の(2)のイの(ア)の写真に加え、「尾」及び最初のマーキング部分の上に横線等をマーキングした写真により確認するものとする。
- 5 交付対象経費

「鳥獣被害防止都道府県活動支援事業」の交付対象となる経費は、本事業に直接要する要領別表4に掲げる経費とし、「鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業」の交付対象となる経費は、要領別記3の第2の2に掲げる経費とする。

なお、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

6 事業の委託等

事業の委託は、要領別記2の第1の3及び別記3の第2の3を適用するものとする。 (ただし、ジビエ利用検証を行う場合は、鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専 門的知識を有するものに限らないものとする)。

第6 事業の実施等

1 事業の対象となる地域

本事業の対象となる地域は、CSFに感染した野生イノシシが確認された地域及び CSFに感染した野生イノシシの拡散のおそれがある地域とする。

2 採択要件

本事業の採択要件は、以下に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 要綱別表1、別表2又は別表3に定める採択要件を満たすこと。
- (2) CSFに感染した野生イノシシが確認された市町村及びCSFに感染した野生 イノシシの拡散のおそれがある市町村で実施すること。

3 費用対効果分析

整備事業の費用対効果分析は、鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について(平成20年3月31日付け19生産第9426号農林水産省生産局長通知)に基づき、実施するものとする。

4 留意事項

- (1) 本事業においては、CSFウイルスの拡散を防止するため、防疫措置を適切に 実施するものとする。
- (2)「鳥獣被害防止都道府県活動支援事業」においてジビエ利用検証を実施する場合は、以下に留意するものとする。
- ア 実施に当たっては、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」(令和2年2月5日農林水産大臣公表)に基づくとともに、感染確認区域内で捕獲した野生イノシシは、感染確認区域内の処理加工施設において交差汚染防止等の検証を行うものとする。
- イ 「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針 (ガイドライン)」(平成26年11月厚生労働省策定)を参考にするとともに、大学その他研究機関等の微生物や家畜衛生等に関する専門的知識を有するものの助言を受けるよう努めるものとする。

第7 交付率

1 整備事業

交付率及び上限単価は、要綱別表1に定める整備事業に係る交付率並びに要領別記 1の第3の7及び8に定める上限単価とする。

2 鳥獸被害防止都道府県活動支援事業

交付率及び上限単価は、要綱別表2に定める交付率並びに要領別記2の第2の2及び3に定める上限単価とする。ただし、CSFに感染した野生イノシシの拡散防止のため特に必要と地方農政局長(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。)が認める場合においては、取組内容に応じた必要最小限の範囲で、要領別記2の第2の1に定める限度額を超えて交付することができる。また、ジビエ利用検証を実施する場合は、要領別記2の第2の1に定める限度額によらず1都道府県あたり20,000千円以内を限度額として定額交付できるものとする。

3 鳥獸被害防止緊急捕獲活動支援事業

交付率及び上限単価は、要綱別表3に定める交付率並びに要領別記3の第3に定める上限単価とする。

第8 事業の実施手続等

- 1 整備事業
- (1)整備事業の実施手続については、要綱別記1の第1並びに要領別記1の第4の1、 2、4及び5を適用するものとする。
- (2) 本事業の実施においては、都道府県知事は、要綱別記1の第1の6の都道府県計

画の重要な変更手続を行うものとする。

なお、都道府県計画への記載に当たっては、本事業の該当部分について、要領別記1の第4の1に関する別記様式第6号の別紙2の備考欄に「CSF対策」を記入するものとする。

(3) 事業の着工

令和元年10月3日以降の豚熱対策として着工した整備事業に限り、本事業の交付対象とする。事業の着工については、都道府県計画の重要な変更手続前にできるものとする。事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすること、交付金額が交付申請予定額に達しない場合においても異議がないことを了知した上で行うものとする。

ただし、他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは本事業の交付の対象外とする。

(4) 留意事項

本事業の実施に当たっては、鳥獣被害防止総合対策交付金交付対象事業事務及び 交付対象事業費の取扱いについて(平成20年3月31日付け19生産第9425号農林水産 省生産局長通知。以下「事務取扱」という。)を適用するものとする。

ただし、事業の着工に係る取扱いについては、(3)によるものとし、事務取扱 第3の1の(5)の規定は適用しないものとする。

- 2 鳥獸被害防止都道府県活動支援事業
- (1) 本事業の実施手続については、要綱別記2の第1及び要領別記2の第3を適用するものとする。なお、ジビエ利用検証を実施する場合は、要領別記2の第3の1に 定める都道府県計画に様式1を添付するものとする。
- (2) 本事業においては、都道府県知事は、要綱別記2の第1の2の都道府県計画の重要な変更手続を行うものとする。

なお、都道府県計画への記載に当たっては、本事業の該当部分について、要領別記2の第3の1に関する別記様式第6号の別紙4の備考欄に「CSF対策」を記入するものとする。

(3)令和元年10月3日以降のCSF対策として実施することが証明できる場合に限り、本事業の交付対象とする。事業の着手については、都道府県計画の重要な変更手続前にできるものとする。事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすること、交付金額が交付申請予定額に達しない場合においても異議がないことを了知した上で行うものとする。

ただし、他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは本事業の交付の対象外とする。

- 3 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業
- (1) 本事業の実施手続きについては、要綱別記3の第1及び要領別記3の第4を適用 するものとする。
- (2) 都道府県計画への記載に当たっては、本事業の該当部分について、要領別記3の 第4の1に関する別記様式第6号の別紙5の備考欄に「CSF対策」を記入するも のとする。
- (3) 令和元年10月3日以降のCSF対策として実施することが証明できる場合に限り、本事業の交付対象とする。事業の着手については、都道府県計画の重要な変更手続き前にできるものとする。事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすること、交付金額が交付申請予定額に達しない場合においても異議がないことを了知した上で行うものとする。

- 第9 事業実施状況の報告及び事業の評価等
 - 本事業の実施状況の報告及び事業の評価については、以下のとおりとする。
 - 1 整備事業は要綱別記1の第5及び第6並びに要領別記1の第5及び第6を適用するものとする。
 - 2 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業は要綱別記2の第5及び第6並びに要領別記2 の第4及び第5を適用するものとする。
 - なお、ジビエ利用検証を実施する場合は、要領別記2の第4の事業実施状況の報告には様式1を添付するものとし、要領別記2の第5の事業評価には様式2を添付するものとする。
 - 3 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業は要綱別記3の第5及び第6並びに要領別記3の第5及び第6を適用するものとする。

様式1

- ジビエ利用検証(実施計画)
 - 1 総括表

事業内容	事業費	負担区分	備考	
争耒门谷		国庫交付金	事業実施主体	1佣石
1. 検査体制の整備	円	円	円	
2. 確認検査の実施				
3. 交差汚染防止方 法の検証				
4. 防疫体制の整備				
計				

注:備考の欄の合計欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

_	する。
2	事業の目的
3 (事業の内容 1) ジビエ利用方法検証のための具体的方法
(2)検査体制の整備

(3)確認検査の実施		
(4)交差汚染防止方法等	り検証	
(5) 防疫体制の整備		
(6) 事業実施スケジュー	V	

- 注1:(1)欄は、本事業での取組の全体像が解るよう、事業に参加する処理加工施設や検証に取り組む上で、検査方法、交差汚染防止方法等について詳細に記載すること。
- 注2:(2)、(3)、(4)、(5) 欄は、第5の3の(3)のア〜エに掲げる事項 毎に具体的な内容及び積算等について、詳細に記載すること。
- 注3:(6)欄は、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)の内容と整合をとること。

4 添付書類

- (1) 他者へ委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)
- (2) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

様式2

- ジビエ利用検証(評価報告)
 - 1. CSF検査方法の検証結果

検証内容	検証結果	

2. 交差汚染防止方法の検証結果

検証内容	検証結果

注1:検証内容欄は、本事業で取り組んだCSF検査方法、交差汚染防止方法について、詳細に記載すること。

注2:検証結果欄は、検証過程で得られたデータ等とともに、検証結果を詳細に 記載すること。

附 則

この通知は、令和元年10月3日から施行する。

附 則

この通知は、令和2年3月24日から施行する。